季刊 土地連合会報

発行所
沖縄市町村
軍用地等地主会連合会
那覇市久米2丁目7番地の2
発行人　砂川直義
電話　(68) 6270
(68) 0641

公簿・公図もれ土地調査

土地連が調査要領作成
〃もれ〃の確認と追加調査実施

◇土地連は、公簿・公図もれ地主（土地所有権喪失者）の救済を早急に実現するため、去る九月「公簿・公図もれ土地に関する調査要領」を作成し、十月八日から十一月三十日までの間、先に公簿・公図もれとして市町村から報告のあった四百一人の申請者に対する面接審査と追加申請の受け付けを調査要領に基づいて行ないました。

この調査要領でいう「公簿・公図もれ地主」とは、公簿・公図に載っていない土地を指します。その中で今回、公簿・公図もれ土地の対象地として土地連が取り扱う範囲は「原形が失われたため、各筆毎又は合筆によっては公簿・公図に載っていない土地」ということになりますが、しかし現在、同一の字地域内に他に土地を所有している場合は要領に沿わないため、適用除外となりました。

この範囲については、対象外となってしまった地主（申請者）から補償推進委員会に対し、県と市町村が構成メンバーとなって、去る五月に発足、その後は幹事会に請求権の範囲や調査、請求要領などについて検討を続けていました。総会は、攻撃請求権の補償責任については当然、政府が補償すべきだ」と請求の相手の確認をするとともに、請求権の範囲については十三項目、調査の方法、請求の方法などについても幹事会案を承認しました。この総会決定により今後は具体的請求作業に入るわけ

ところで、こんどの調査に公簿・公図もれ土地所有権喪失者の救済を早急に実現するためです。去る九月「公簿・公図もれ土地の権利についてまとめた資料の送付を受けてから、十月一日から十一月三十日までの間、先に公簿・公図もれとして市町村から報告のあった四百一人の申請者に対する面接審査と追加申請の受け付けを調査要領に基づいて行ないました。

しかし、このままでは「済ませたい」とはいえないためです。しかし、このままでは「済ませたい」とはいえないためです。

これらの問題は、公簿・公図もれ土地の権利についてまとめた資料の送付を受けてから、十月一日から十一月三十日までの間、先に公簿・公図もれとして市町村から報告のあった四百一人の申請者に対する面接審査と追加申請の受け付けを調査要領に基づいて行ないました。

比嘉土地連会長の話

公簿・公図もれ土地地主の救済は、問題が複雑であり、非常な困難を伴なうものです。救済措置が、どうしてこのように遅れているのかなどの疑問点についてはいろいろ問題があるが、地主の権利について、去る六月、山田防衛庁長官は「その解決は非常に困難を伴なうものだ」と言明しました。この要請を受けて、去る六月、山田防衛庁長官は「その解決は非常に困難を伴なうものだ」と言明しました。

沖縄返還協定放棄請求権等補償ですが、同協議会では、十二月いっぱいで市町村事務担当者に対する調査、請求事務の説明会をすませ、四十九年一月からも調査と請求額の算定に着手し、七、八月には請求書の提出を行なう計画です。

この日決った調査要領は、総則、「復帰前一千七年にわたる米合衆国の沖縄統治期間中における、米軍による土地接収、米軍人、軍属等の不法行為その他米軍基地の存在によって県民が蒙った損害に関する対米請求権不発弾のまま

地籍混乱の軍用地内土地

跡地利用できず地主困惑
急がれる抜本的解決策

政府は去る六月以降、トリイ通信施設など八カ所の米軍基地の一部または全部を日米合同委員会の合意に基づいて解放しましたが、沖縄基地を中心とした在日米軍基地の整理縮小のための日米間協議は、その後も続発に進められ、ことに初めに、さらに従来の規模を上回る軍用地を解放するメドがついているといいます。土地連は「市町村地域開発の障害となっている軍用地（基地）」の解放を要求し続けておりますが、開発障害の軍用地が優先解放されることを歓迎します。だが、軍用地主は、解放を単純に喜んでいられない複雑な事情が、現状ではあります。軍用地内の土地のほとんど全部は種々の理由により土地の再調査が実施されていないため、土地所有権（筆界）は未明確であり、従って、解放が直ちに跡地利用へとはつながらない情況にあるからです。軍用地の大部分は、米軍の基地建設のため、表土が採取され或いはアスファルトやコーラルなどで敷きつめられて原状は消滅しているので、自分の土地がどこにあるか現地確認できないのです。戦前の土地台帳や地籍図等が残っていれば問題はありません。しかし、これら土地に関する公簿・公図は、第二次世界大戦の戦禍で消失してしまっているのです。終戦直後、米軍は従来の土地所有権関係を確認すべく、新たに土地測量を実施し、土地所有権の認定を行ない、そして、新しい公簿・公図を作成したのですが、これがまた、誤謬、欠陥だらけであるためいろいろの問題が生じさせる結果に終ります。いま、県総務部・土地調査事務所が実施機関となって行なっております地籍調査は、前述の不陥土地所有権認定事業のやり直しなのです。未調査になっているのは、軍用地と都市地区ですが、特に軍用地内の地籍調査は政府と県が他の施策に優先させて、早急に実施する必要があります。それは、土地調査事務所も指摘しておりますように「土地の形がより多く保存され、土地の事情・詳しい古老等の存命中に実施する必要があり一日遅れればそれだけ物的、人的証拠の消失をきたし、調査事業を困難にさせる」からであります。また、県や市町村は、軍用地の解放による種々の開発計画を打ち出しておりますが、この計画も土地調査による地籍の確定がなされない限り一歩も前進しないのです。このことは、これまでの解放軍用地の多くが、解放後、利用されないまま放置されている現実をみれば理解できましょう。このように、とりわけ軍用地内の地籍調査の実施が急務とされているとき、戦後沖縄における地籍調査はどのようにおこなわれ、どのような問題を発生させたか、その過程をたどりながら、当面している問題及びその解決策などについて述べてみたいと思います。

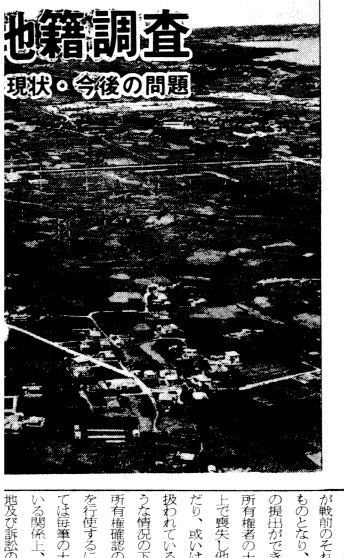

戦禍で公簿公図消失
占領米軍が土地調査

戦後沖縄における土地調査は、終戦直後の一九四六年、列島米国海軍軍政府本部指令第二号（土地所有権関係資料蒐集に関する件）に基づいて開始されました。これは、第二次世界大戦終了後の一九四六年、琉球同布告により、土地所有権の申請期限は一九五〇年六月三十日までとされました。また「了するまで」布告しました。また異議申立てのない土地所有者に対しては一九五一年四月一日付で、土地所有権証明書を交付しました。ここで、土地所有権は認定されました。しかし、同年六月三十日間、一般の縦覧に供した後、申請が認定基準要件にかなうものであれば、土地所有権証明用紙が村土地所有権委員会に交付されました。これを受けた村委員会は、土地所有権証明書を作成して（その後の所有権の主張は訴訟として当該管轄巡回裁判所において審理する）と定められましたのです。

しかし、申請によって生じた公簿・公図もまた土地など誤謬、欠陥の主なものとして次のようなものを挙げています。

①軍用地又は解放地においては土地の各筆の原形が完全に滅失しているところもあり、このような土地に対しては所有者の申請順位に毎筆土地積を乱しの地図の上に分けて所有権を認定していたので、その成果なる公簿及び公図が戦前のそれとまったく異なったものとなり、申請期間内に申請書の提出ができなかった。真の土地所有権者の土地が公簿及び公図の上で喪失し他人の土地に喰い込んだり、或いは不分割地として取り扱われてる事情である。このような情況の下で真の土地所有者が所有権確認のための訴訟の権利を行使するにしても、現地においては各筆の土地の形状が滅失している関係上、訴訟物たる自己の土地及び訴訟の相手方を確定するためにも、これら多くの公簿・公図もれ土地の主は、どういう原因、理由で公簿・公図からもれてしまったのか。その具体的な地主側の理由等を土地連の公簿・公図もれ土地調査によりひろうと次のようになります。

すなわち①戦争で両親（土地所有者）を亡くしたため、当時幼年で喪失し他人の土地に喰い込んだり、或いは不分割地として取り扱われてる事情である。このような事情のもとで、申請人が申請事務取扱者の事務上のミスでもれを②当時行政区域外（又は誤謬）にされた④復員が遅れて申請期限内に間に合わなかった⑤工事のため原形が消滅してしまった⑥制度の無知などの多くの公簿・公図もれ土地の主は、どういう原因、理由で公簿・公図からもれてしまったのか。その具体的な地主側の理由等を土地連の公簿・公図もれ土地調査によりひろうと次のようになります。

すなわち①戦争で両親（土地所有者）を亡くしたため、当時幼年で喪失し他人の土地に喰い込んだり、或いは不分割地として取り扱われてる事情である。このような事情のもとで、申請人が申請事務取扱者の事務上のミスでもれを②当時行政区域外（又は誤謬）にされた④復員が遅れて申請期限内に間に合わなかった⑤工事のため原形が消滅してしまった⑥制度の無知などの多くの公簿・公図もれ土地の主は、どういう原因、理由で公簿・公図からもれてしまったのか。その具体的な地主側の理由等を土地連の公簿・公図もれ土地調査によりひろうと次のようになります。

欠陥だらけの公簿公図
地主、土地所有権失う

土地連がまとめた「公簿公図もれ地主調べ」によりますと、真実は土地所有者でありながら、公簿・公図に登載されず、いわゆる「公図もれ」の地主（又は誤謬）になっている地主（昭和四十五）八月、土地連がやり、その面積は五十二万余坪カメ（五百十四筆）もおよそ二百十一人（五百十四筆）にのぼります。市町村別に一覧にしますと、最も多いのが那覇市の八十六人、次いでコザ市の八十人、那覇市の六十一人、具志川市の五十一人、浦添市と読谷村がそれぞれ三十六人、伊江村の二十六人、金武村十六人、北谷村の四人、宜野湾市五人、北中城村二人、そして石川市、中城村、豊見城村がそれぞれ一人となっております。

もっとも、この数字は七ヶ年八月一日現在の集計ですから今後、公簿・公図もれ地主に知られるようになり、広く市町村住民に知られるようになれば、大幅に増加するのと思われます。また、この調査は、対象を本土に限っておりますので、今後、八重山や宮古に拡大されますので、今後、八重山や宮古に拡大されますので、今後、八重山や宮古に拡大され

沖縄の「欠陥調査」

応急的土地調査しろうとが手製の器具で

再調査は古老の存命中に

地主、人的物的証拠の消失を憂慮

土地調査法制定地籍調査やり直し

戦の戦禍で消失した土地台帳や地籍図をはじめとする土地関係諸公簿・公図の所在など土地側量により早急に作成、整備し、沖縄住民個々の所有土地の区分、面積等従前における地籍を確認するため実施されたこの応急的地籍調査とでも呼べる土地所有権認定事業であります。

各市町村には「村土地所有権委員会」（五人）、字には「字土地所有権委員会」（十人）が置かれいよいよ事業は着手されました。

作業手順は「あくまで土地所有者の申請を基礎として行なう」（土地所有者が死亡、行方不明の場合はその親族者が所有者に代って申請する）を前提としたうえで①土地所有者はそれぞれの有にかかる土地をそれぞれの土地の隣接土地所有者、人の証明を得て、字土地所有権委員会に申請書を提出、字土地所有権委員会はこれを村長に報告する②村土地所有権委員会は公有地を所有権未確定の土地を調査しその記録を作り、村長に報告する③村長は同委員会からの報告を受理し、関係資料を沖縄諮詢委員会に提出する④係争地については村諮詢委員会内に設置された「調査委員会」が調停に当る――といった要領により、大急ぎで行なわれました。

そして、一九五[illegible]年四月、琉球列島米国軍政府行長官ジョセフ・R・シーツ陸軍少将は「土地所有権の申請や紛争の聴取も十分に完了した」とし「琉球列島ヘ国軍政府本部特別布告第三号（土地所有権認明に関する特別布告）を公布し、沖縄住民が土地所有権認定、証明及び登記の制度を進め完了するものと考えている」と発表しました。

しかし、この応急的土地調査は、戦禍で不明確となっている土地所有権関係を元の状態に事実として行なわれたが、その目的を十分に達成するにはなかったばかりか、境界紛争を発生させる等種々の弊害を招来させました。この土地調査が不成功に終った原因について、琉球大学の仲村間宗彦、仲川恵伸氏は論文「戦後沖縄の土地所有権」の⑤調査の期間が短かかったこと⑥調査の正確さが調査ができなかった⑦測量当時まで米軍が軍用地として接収していたところもあり、このようなところについては立入測量できない場合も少なかった。このような場合には、申告に基づいて面積と計算がしやすいように適当な大きさに直線図形で区切っていたようである――と。

また、琉球政府行政局は以上の様な事由の他「中央、村、字に」それぞれ土地所有権認定委員会を設置し認定事務を進めたのであるが、主体が各字委員会であったために布告、布令、指令の解釈及び測量の方式等に統一性を欠いて「いた」などの点を指摘した後、これらの不備を補うため、つい申請をもらと⑧病中の中には申請事務上の単純ミスなどの理由になります。これらの理由によるものもあります。その多くは可抗力的理由による「もれ」であります。このことは、先に挙げました仲村間・仲川氏の論文の中に次の様に述べています。

「もれ」を地主側の責任にしてしまう場合が多い。終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

めっぽう小字或いは大字全地域の再調査をしなければならないために莫大な調査費用を要し、個人としてはとても不可能な状態にある②公簿及び公図の一部、例えば旨五坪と表示されているものもかわらず、現地は昇平であったという場合も多く、そのために公簿及び公図と現地が付合しない場合が多いのが実情である。従って、その場合、一筆の土地の地積調査の成果として地積の訂正がなされるとそれが連鎖反応的に小字或いは大字全地域に波及し、それに伴なう訂正が連鎖反応的に小字、大字全地域に波及する結果になる②公簿及び公図と現地が付合しない場合、百坪中百坪は公簿及び公図上では、百坪中百坪が軍用地として接収されているのに、現地では、百坪中百五十坪が軍用地になっているという場合が多く、従って現軍用地となっている百五十坪への賃貸料を受領すべき者が公簿及び地図上の軍用地百坪分の賃貸料だけを受領しているのが多く、またその反対の場合も多い（一九六一年・琉球政府法務局土地課の資料）。

戦争による社会的混乱がひどくもそれのない情況下での地籍調査であってみれば、作成された土地台帳の地籍図が脆弱だったので、現在の調査の要件となる人的、物的要件の調査並びに境界及び地積に関する調査を行ない、その結果を地図及び簿冊に作成する」（同法第二条）と、法制面の手はずを整えました。

財源難の琉球政府は、当初、事業費の最小限縮きりつめて、調査量を行ないましたが、一九六三会計年度からは、いわゆる「日政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

このように、終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

戦禍の戦禍で消失した土地台帳や地籍図をはじめとする土地関係諸公簿・公図の所在など土地側量により早急に作成、整備し、沖縄住民個々の所有土地の区分、面積等従前における地籍を確認するため実施されたこの応急的地籍調査とでも呼べる土地所有権認定事業であります。

各市町村には「村土地所有権委員会」（五人）、字には「字土地所有権委員会」（十人）が置かれいよいよ事業は着手されました。

作業手順は「あくまで土地所有者の申請を基礎として行なう」（土地所有者が死亡、行方不明の場合はその親族者が所有者に代って申請する）を前提としたうえで①土地所有者はそれぞれの有にかかる土地をそれぞれの土地の隣接土地所有者、人の証明を得て、字土地所有権委員会に申請書を提出、字土地所有権委員会はこれを村長に報告する②村土地所有権委員会は公有地を所有権未確定の土地を調査しその記録を作り、村長に報告する③村長は同委員会からの報告を受理し、関係資料を沖縄諮詢委員会に提出する④係争地については村諮詢委員会内に設置された「調査委員会」が調停に当る――といった要領により、大急ぎで行なわれました。

そして、一九五[illegible]年四月、琉球列島米国軍政府行長官ジョセフ・R・シーツ陸軍少将は「土地所有権の申請や紛争の聴取も十分に完了した」とし「琉球列島ヘ国軍政府本部特別布告第三号（土地所有権認明に関する特別布告）を公布し、沖縄住民が土地所有権認定、証明及び登記の制度を進め完了するものと考えている」と発表しました。

しかし、この応急的土地調査は、戦禍で不明確となっている土地所有権関係を元の状態に事実として行なわれたが、その目的を十分に達成するにはなかったばかりか、境界紛争を発生させる等種々の弊害を招来させました。この土地調査が不成功に終った原因について、琉球大学の仲村間宗彦、仲川恵伸氏は論文「戦後沖縄の土地所有権」の⑤調査の期間が短かかったこと⑥調査の正確さが調査ができなかった⑦測量当時まで米軍が軍用地として接収していたところもあり、このようなところについては立入測量できない場合も少なかった。このような場合には、申告に基づいて面積と計算がしやすいように適当な大きさに直線図形で区切っていたようである――と。

また、琉球政府行政局は以上の様な事由の他「中央、村、字に」それぞれ土地所有権認定委員会を設置し認定事務を進めたのであるが、主体が各字委員会であったために布告、布令、指令の解釈及び測量の方式等に統一性を欠いて「いた」などの点を指摘した後、これらの不備を補うため、つい申請をもらと⑧病中の中には申請事務上の単純ミスなどの理由になります。これらの理由によるものもあります。その多くは可抗力的理由による「もれ」であります。このことは、先に挙げました仲村間・仲川氏の論文の中に次の様に述べています。

「もれ」を地主側の責任にしてしまう場合が多い。終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

一九四五年から開始された土地調査は、戦禍で不明確となっている土地所有権関係を元の状態に事実として行なわれたが、その目的を十分に達成するにはなかったばかりか、境界紛争を発生させる等種々の弊害を招来させました。この土地調査が不成功に終った原因について、琉球大学の仲村間宗彦、仲川恵伸氏は論文「戦後沖縄の土地所有権」の⑤調査の期間が短かかったこと⑥調査の正確さが調査ができなかった⑦測量当時まで米軍が軍用地として接収していたところもあり、このようなところについては立入測量できない場合も少なかった。このような場合には、申告に基づいて面積と計算がしやすいように適当な大きさに直線図形で区切っていたようである――と。

また、琉球政府行政局は以上の様な事由の他「中央、村、字に」それぞれ土地所有権認定委員会を設置し認定事務を進めたのであるが、主体が各字委員会であったために布告、布令、指令の解釈及び測量の方式等に統一性を欠いて「いた」などの点を指摘した後、これらの不備を補うため、つい申請をもらと⑧病中の中には申請事務上の単純ミスなどの理由になります。これらの理由によるものもあります。その多くは可抗力的理由による「もれ」であります。このことは、先に挙げました仲村間・仲川氏の論文の中に次の様に述べています。

「もれ」を地主側の責任にしてしまう場合が多い。終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

一九四五年から開始された土地調査は、戦禍で不明確となっている土地所有権関係を元の状態に事実として行なわれたが、その目的を十分に達成するにはなかったばかりか、境界紛争を発生させる等種々の弊害を招来させました。この土地調査が不成功に終った原因について、琉球大学の仲村間宗彦、仲川恵伸氏は論文「戦後沖縄の土地所有権」の⑤調査の期間が短かかったこと⑥調査の正確さが調査ができなかった⑦測量当時まで米軍が軍用地として接収していたところもあり、このようなところについては立入測量できない場合も少なかった。このような場合には、申告に基づいて面積と計算がしやすいように適当な大きさに直線図形で区切っていたようである――と。

また、琉球政府行政局は以上の様な事由の他「中央、村、字に」それぞれ土地所有権認定委員会を設置し認定事務を進めたのであるが、主体が各字委員会であったために布告、布令、指令の解釈及び測量の方式等に統一性を欠いて「いた」などの点を指摘した後、これらの不備を補うため、つい申請をもらと⑧病中の中には申請事務上の単純ミスなどの理由になります。これらの理由によるものもあります。その多くは可抗力的理由による「もれ」であります。このことは、先に挙げました仲村間・仲川氏の論文の中に次の様に述べています。

「もれ」を地主側の責任にしてしまう場合が多い。終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

一九四五年から開始された土地調査は、戦禍で不明確となっている土地所有権関係を元の状態に事実として行なわれたが、その目的を十分に達成するにはなかったばかりか、境界紛争を発生させる等種々の弊害を招来させました。この土地調査が不成功に終った原因について、琉球大学の仲村間宗彦、仲川恵伸氏は論文「戦後沖縄の土地所有権」の⑤調査の期間が短かかったこと⑥調査の正確さが調査ができなかった⑦測量当時まで米軍が軍用地として接収していたところもあり、このようなところについては立入測量できない場合も少なかった。このような場合には、申告に基づいて面積と計算がしやすいように適当な大きさに直線図形で区切っていたようである――と。

また、琉球政府行政局は以上の様な事由の他「中央、村、字に」それぞれ土地所有権認定委員会を設置し認定事務を進めたのであるが、主体が各字委員会であったために布告、布令、指令の解釈及び測量の方式等に統一性を欠いて「いた」などの点を指摘した後、これらの不備を補うため、つい申請をもらと⑧病中の中には申請事務上の単純ミスなどの理由になります。これらの理由によるものもあります。その多くは可抗力的理由による「もれ」であります。このことは、先に挙げました仲村間・仲川氏の論文の中に次の様に述べています。

「もれ」を地主側の責任にしてしまう場合が多い。終戦直後から始め政援助」がついたため、規模の大きい本格的な調査、測量を開始することができるようになりました。

ところが、この日政援助は、琉球政府の事業熱心さが低く、予算を十分消化しきれない、といったとから事業熱心能力や事業に対する熱意が問われ、一九六七年から六市町村に存在し、その面積は約八十二万坪ヤードにのぼるほど大なものになっており、現在のところ、これを従前の地籍が確定されれば、消えなくなるべきものであります。

土地調査やり直しによる地籍の確定は、従前の土地所有権関係を正確に確認するという直接目的の達成の他、その達成の結果、公有地、公図もれ地等の救済や非細分土地の問題も解決されるのであります。

また、昆虫にしている地籍を本来の正しい姿に戻すということは土地行政の合理化を図る面からして、重要な意義をもつ事業であり、早急な事業推進が要請されますが、特に軍用地は基地建設のために、軍用地は基地建設のためなっているところが多く、未調査のままの状態になっている場合が多く、毎年の境界を設定する作業量を超える困難を伴なうことは事実であるのです。

県総務部・土地調査事務所は、同所のまとめた「地籍調査の概要」の中で「沖縄ヘ・おける地籍調査は問題の所（県）例をみない複雑を様土地及びその関係土地に多くみられる原因消滅地域の調査は法的にも難しいことと、実施機関自体なんらかの機関の調査に対しているのが実情で能を有しなければならないのではないか」と戦後沖縄における地籍調査、とりわけ軍用地内の地籍調査は、戦後処理業務的見地からなされており、地籍の混乱が地所有者の意思にはなんらかかわりなく生じたものであってみれば、当然これらの措置は、不動産登記法にみる通り、国は個人個人の所有権を明確にした地図を備え付けなければならない、という国家義務と相まって、最も基本となる土地所有権を単位とした一筆の明確化とが最も早急な解決を迫まられている沖縄の重大な社会的要求であるとする。しかも、これらの調査事業或いは諸問題の解決は、土地の原形がより多く保存

（四面へつづく）

跡地の利用できず
混乱まねく軍用地解放

ところで、地籍調査のための立入調査が認められず、従って、地籍の確定していない軍用地も、米軍にとって必要でなくなれば、突然解放されます。いうまでもないことですが、これらの土地は解放はされても、単純に喜べばかりはいられないのが実情であります。そして、これら解放軍用地は、地籍調査の実施機関である県土地調査事務所が指摘するように種々の困難を伴なうものでありますから、調査、登記が完了し、実際に跡地が利用できるまでには少くとも、二、三年は必要でしょう。つまり、土地は返ってきても、最低限この期間は何らの収益を生まないのであります。というのは、いわゆる軍用地料も解放の日からストップする。跡地の利用はできませんから（制限ワク内で黙認耕作を行なっている一部地主は黙認耕作を必ずしも地主でもない＝は二次的として）地主は利用できない土地を前に困惑し、不利益を余儀なくされたりしているといわれ、政府はさらに昭和四十九年はじめ以来の現状以上の大幅な基地の整理縮小を行なう方針をいわれます。

在沖米軍基地の整理縮小は、報道されているように二層促進されるでしょう。ひろみたち地主は地域開発を阻害している軍用地の解放を要求しているが、そういう軍用地が優先解放されることを歓迎します。しかし、これまでの解放例を見ますと地主の要求を尊重した解放というより、米側の一方的都合で「不要」と判断された土地をいきなり解放する、というやり方で軍用地は解放されております。

軍用地解放のありようについては、ここではふれませんが、私たちが軍用地の解放を要求するのは いうまでもなく、その土地の自由な利用にあります。土地は返ってきても、利用できない現状では意味がないのです。北中城村など最近、軍用地の解放のあった市町村で、地籍が確定し解放地から区画整理が生ずるまでの間は賃貸料相当額を支払うとの主張がなされていますが、これは土地調査がなされ、地籍の確定していない軍用地の解放により生ずる地主の不利益を緩和しようとするものであり、当然の要求といえましょう。

しかし、こういった主張は、応急的な救済措置を求めているものであって、本来のあり方ではありません。軍用地解放以前に土地の調査、測量がなされ、地籍が確定していることが種々の不利益を紛争を解消し、また、都市計画、地域開発などの各種の事業も適宜円滑に実行できるものだからであります。

軍用地解放の円滑な実施は、ひとえに、政府、公図、公簿、公図もれ地主（土地の調査、測量が行なわれ、地籍が確定し、地籍調査による地籍確定、地籍調査の実施されていない軍用地内土地解放策などについて不十分ながら検討が加えられましたが、やはり問題の抜本的解決を図る肝心なのは関係地主の地籍調査、特に軍用地等内地籍調査に対する利私欲にとらわれない積極的協力関係の確立であります。地籍調査の外部的諸条件は整えられても、クイ打ちから境界確定に至る過程は自分の利益みを主張し、他をかえり見ない地主が出てくると事業は破算となり、それぞれの土地の所有区分は永久に不明確のままとなり、公簿・公図もれ地主の所有区分は永久に不明確のまま残ります。

以上、戦後沖縄における地籍調査の経緯、誤謬欠陥だらけの公簿、公図、公簿、公図もれ地主（土地の所有権喪失者）の問題、土地の再調査による地籍確定、地籍調査の実施されていない軍用地内土地解放策などについて不十分ながら検討が加えられましたが、やはり問題の抜本的解決を図る肝心なのは関係地主の地籍調査、特に軍用地等内地籍調査に対する利私欲にとらわれない積極的協力関係の確立であります。地籍調査の外部的諸条件は整えられても、全地主が小異を捨てて協力、地籍調査を確定させ、公簿・公図もれ地主の土地所有権を回復させます。ためには、この二大事業を成功させるとも緊密な連携をとって、沖縄の地籍調査事業を円満に解決させるため、今後、政府が地主、市町村の責任において解決していくことを明らかにしておかなければなりません。このような政府の積極的姿勢は高く評価されてよいと思います。私たちは、この二大事業を成功させるため、今後、政府が地主、市町村の利用、地籍調査を成功に導くか失敗に終らすかは結局のところ地主の姿勢一つにかかっているのでしょう期待します。

もちろん、地主を納得させ、積極的協力関係の機運を作るためには、問題のよりよい解決方法については、関係地主をはじめ多くの国、県、市町村による綿密なる連携と計画の立案が大前提となることはいうまでもありません。

八月十九日、沖縄開発庁と防衛施設庁から調査団が来沖、沖縄の地籍調査について、県と事務レベルの協議をあめており、政府側は利害の衝突もあるが、政府の責任において解決していくことを明らかにしておりあります。

読谷村字楚辺の一部（一面積五万八千坪、地主五十七人）二年がかりで調査、測量を行なって地籍を確定し昨年七月、円満に登記完了しております。地籍調査の途中、地主間の利害の衝突もあるが、ここでどうしたら自分の土地をいつまでも確認できないと反省、協力し合い、公図、公簿、公図もれ地主の所有区分は永久に不明確のまま残ります。

読谷村字楚辺ほか、原形のほとんど消滅した読谷飛行場の同部落部分の解放地（一面積五万八千坪、地主五十七人）二年がかりで調査、測量を行なって地籍を確定し地籍調査について、県と事務レベルの協議をあめており、政府側は利害の衝突もあるが、政府の責任において解決していくことを明らかにしておりあります。

八月十九日、沖縄開発庁と防衛施設庁から調査団が来沖、沖縄の地籍調査について、県と事務レベルの協議をあめており、政府側は利害の衝突もあるが、政府の責任において解決していくことを明らかにしておりあります。

地籍早急に確定せよ
地主が政府に強い要請

土地連はこれまでとの四月、今後、軍用地等並び（）内地籍の再調査による軍用地等の地籍確定についての要請の実現、解決は現行関係法に不可能な場合は別立法等の措置による解決――の要請であります。

法的問題なその具体的解決方法については、緊急を要する施策として県土地調査事務所による地籍調査、公簿・公図もれ地主の地籍の確定及び公簿・公図もれ地主（土地所有権喪失者）の土地所有権認定は過去補償③以上の事項の実現、解決は現行関係法に不可能な場合は別立法等の措置による解決――の要請であります。

法的問題なその具体的解決方法については、緊急を要する施策として県土地調査事務所による地籍調査、公簿・公図もれ地主の地籍の確定及び公簿・公図もれ地主（土地所有権喪失者）の土地所有権認定は過去補償③以上の事項の実現、解決は現行関係法に不可能な場合は別立法等の措置による解決――の要請であります。

はめ込み方式で測数した土地図面の例

48年度賃貸料
増額分の支払い始まる
アップ率は三・六%

昭和四十八年度の軍用地等賃貸料の政府案提示は、去る十一月二十日から、やっと開始され、各市町村地主会と防衛施設庁、建設省、運輸省の間で軍価改交渉が行なわれております。ほとんどの地主会では、第一回提示で妥結し、十二月から支払いが行なわれている。もっとも、四十八年度賃貸料は、すでに四十七年度分相当額を多額支払いとなり受け取っているが増額分であります。なお、本年の土地施設、沖縄電力の電力施設賃貸料については、十一月末現在、単価案の提示をまだしていないなどの状況であります。

政府関係の四十八年度軍用地等賃貸料は、すでに同年一月で、施設庁（防衛施設庁）が百九十四億（一九七〇年＝昭和四十五年＝九月に、在日米軍基地、とりわけ沖縄基地の整理縮小の促進させるための日米間協議は発に行なわれ、重要項目の一つとして掲げ、その解決方を要請している）。すなわ

昭和四十八年度の軍用地等賃貸料の政府案提示は、去る十一月二十日から、やっと開始され、各市町村地主会と防衛施設庁、建設省、運輸省の間で軍価改交渉が行なわれております。ほとんどの地主会では、第一回提示で妥結し、十二月から支払いが行なわれている。

理事に漢那、仲村氏
監事に金城氏選ばる
役員補選

去る九月二十七日、那覇市・琉球国際大会議所で開かれた地連の定期総会で、新理事に漢那朝章氏（読谷村軍用地等地主会長）と仲村春氏（宜野湾市・地主会長）、新監事に金城氏（那覇市・地主会理事）がそれぞれ選ばれました。

漢那、仲村両氏の地連理事就任は、前理事の松田善康氏（読谷）と崎間健一郎氏（宜野湾）の辞任に伴なうもので、金城氏の監事就任は一原次郎氏（那覇）の死亡に伴なうものです。

なお、松田、崎間氏ともに先に辞任した赤嶺慎英氏（前土地連副会長）に対して、感謝状と記念品が贈られました。とは言えこの、軍用地問題の解決、促進に積極的に取り組まれ、軍用地地主の財産権の保護と福祉の向上に貢献した方々に対して贈られたものです。

【九月】

三日▶平良那覇市長は防衛施設庁に高松長官を訪れ、軍用地内地籍調査の早期実施を要請

五日▶平外相は在沖米軍基地の整理縮小について「年末までには思い切った整理縮小のメドがつけられるだろう」と語る

十一日▶宮里副知事は土地利用計画作成のための米軍基地内の立ち入り調査の実現を山中防衛庁長官に要請

十五日▶トリイ通信施設と天願通信所の一部解放

十九日▶地籍調査のため防衛施設庁より調査団来県

二十一日▶県は外務省、防衛庁に対し自衛隊基地を含む三十一基地（総面積約四、五、六万平方キロメートル）の解放を要求

二十三日▶防衛庁、沖縄県、野党の反対を押し切って参院本会議で可決、成立

【十月】

八日▶土地連、軍用地等内の土地所有権喪失者（公簿・公図もれ）の追加調査始める

十一日▶解放軍用地に「土地賃貸料」が暗躍（琉球新聞紙製道）

十五日▶土地連、昭和四十八年度賃貸料（増額分）の早期支払いに関する要請書を防衛施設庁に提出

十六日▶南西航空株式会社完成式、防衛庁が沖縄配備の自衛隊を再編成

十九日▶コザ市議会は嘉手納飛行場滑走路の民間共用実現のため特別委の設置検討（沖縄タイムス紙報道）

二十三日▶沖縄返還協定放棄請求等推進協議会の第三回総事会開く（事務段階の調整終り、損失補償額の算定へ）

二十五日▶「VFWクラブ、アメリカン・リージョン・クラブ、ブラックオイル・ターミナルを三千日以内に明渡せ。期限のの日明渡しなければ実力行使に訴える」と地主代表ら（が日米両政府関係各機関に最後通告▶米軍の自衛隊宿舎建設認めず――と県が基本方針

二十七日▶防衛施設庁、沖縄の黙認耕作地に本土方式（賃貸料から耕作収益分を差し引く）の適用準備（琉球新聞紙製道）

三十日▶米軍が伊江島補助飛行場周辺で枯れ葉剤散布。村議会（公害引き起こす）と抗議決議▶古謝嘉手納村長らは防衛施設庁に高松長官訪ね、防音装置の設置求める。同長官「米軍がやらなければ施設庁がやる」と回答

三十一日▶沖縄の基地交付金（二億円）と調整交付金（十四億一千万円）の配分額決まる

【十一月】

十三日▶キャンプ瑞慶覧内の二つの襲撃射撃訓練場解放のため四十九年度予算で移転費の要求をしている。と山中防衛庁長官言明

二十七日▶衆院沖特委・沖縄調査団は調査結果を同委に報告（①政府は本要不急の軍用地の整理縮小を強力に推進すべき②軍機混乱は地主の責任ではない。果国刑事責任は地主の立場を理解し特段の配慮をすべき――）

二十八日▶米国上院損害賠償請求審査委員会への対米請求権の請求期限は一九七四年六月三十日までーメープルズ在沖米軍司令官が屋良知事に延期を回答▶在日米大使館は「沖縄基地の年内大幅返還は困難」と語る

二十九日▶放棄請求権の補償請求項目は十三▶放棄請求権補償推進協総会で決める▶田代一正新防衛施設庁長官、基地視察で来沖

【十二月】

六日▶防衛施設庁は基地周辺整備費の第六次補助金配分計画を発表（沖縄関係は新規事業が一億三千五百万円、継続事業が四億五千万円）

七日▶リージョンクラブの明け渡し問題について「大城北中城村長の要請に対し、山田外務次官は「年内解決をメドに検討している」と語る

九日▶軍用地解放要請のため米海軍与勝湾市長、与那覇朝盛同市軍用地主会副会長ら上京

十二日▶宜野湾市議会「P3機の音大騒音飛行場への飛来に対する抗議決議」を全会一致で採択

十五日▶米軍基地の整理縮小促進などで二年最後の日米安保運用協議会開く。日本側は七四年一月に結論を出したい、と強く提案

二十二日▶昭和四十年度の軍用地等賃貸料増額折衝のため土地連の上京委員会、平良副会長、砂川事務局長は上京

し、庁議決定。事業ワクの拡大

三日▶平良那覇市長は防衛施設庁に高松長官を訪れ、軍用地内地籍調査の早期実施を要請

五日▶平外相は在沖米軍基地の整理縮小について「年末までには思い切った整理縮小のメドがつけられるだろう」と語る

十一日▶宮里副知事は土地利用計画作成のための米軍基地内の立ち入り調査の実現を山中防衛庁長官に要請

十五日▶トリイ通信施設と天願通信所の一部解放

十九日▶地籍調査のため防衛施設庁より調査団来県

二十一日▶県は外務省、防衛庁に対し自衛隊基地を含む三十一基地（総面積約四、五、六万平方キロメートル）の解放を要求

二十三日▶防衛庁、沖縄県、野党の反対を押し切って参院本会議で可決、成立